

ハリー村塾 入塾会員規約

第1条（名称）

この入会規約は、「ハリー村塾」（以下、「当塾」という）が提供する塾に、会員が入会する際の規約について定めたものになります。

本会の会員を「会員」と称します。

第2条（目的）

当塾は、人にも自然にもやさしい世界をつくるために、“日本人”として世界で活躍できるリーダーを育成することに尽力いたします。

第3条（適用範囲）

1. この規約は当塾を利用されるすべての会員に適用されます
2. 会員は、当塾の会員登録をした時点で本規約に同意したものとみなされます
3. 会員は、本規約を誠実に遵守してください。

第4条（会員）

会員とは、本規約を承諾の上、「入会申し込みフォーム」に必要事項を記入し、申し込みしたうえで、当塾が入会を許可したものをいいます。

第5条（入会手続）

本クラブへの入会を希望する個人は、当該規約を確認の上、入会フォームに必要事項を記載の上、提出、その後、毎月の会費の決済をいただきます。

第6条（会員情報の変更）

会員は、入会時の申込書に記載した情報に変更があった場合、速やかに当塾所定の書面にて会員情報の変更を申請するものとします。

第7条（会員の義務）

会員は、当塾が定める本規約を遵守するものとします。

第8条（会費及び支払い）

1. 当塾の会費は、月会費 3,300 円(税込)とし、全額前納（例：4月分を3月に納付）とする。月会費は月の途中で退会した場合でも返金はできません。
2. 支払い方法はペイパルからのクレジットカード自動引落によるものとします。ペイパルのボタンで手続きをすませた期日が、課金日になります。

第9条（会費の取り扱い）

1. 当塾は会員が在籍している期間に発生した会費については、一切返金はいたしません。
2. 当塾に在籍しているにもかかわらず、会員から当塾に何の連絡もなく、また退会を連絡することなく、会費の引き落としがされた場合は、一切返金はいたしません。

第10条（休会）

1. 会員は、休会を希望する場合、休会する月の前月末日まで（例：4月から休会する場合、3月31日まで）に当塾に届け出の上、前月末日までに会員においてペイパルでの引き落とし手続きの中止を会員自ら行うものとする。なお、引き落とし手続きを中止することなく、引き落とされたものについては、返金はいたしません。
2. 当月に休会を申し込まれた当月分の会費については、一切返金はいたしません。

第11条（退会）

1. 会員は、退会を希望する場合、退会する月の前月末日まで（例：4月から退会する場合、3月31日まで）に本塾に申請するものとします。なお、引き落とされた会費（例：この場合、3月27日引き落とし分）は、決済手数料を除き、返金します。
2. 当月に退会を申し込まれた当月分の会費については、一切返金いたしません。
3. 大会会員がすでに支払った会費については返金されないものとします。

第12条（個人情報の取り扱い）

当塾は、会員の情報を厳重に取り扱うものとし、当塾にかかる活動目的においてのみ利用するものとします。

第13条（遵守事項）

会員は次の事項を遵守してください。

1. 自己の健康管理に十分留意して活動すること
2. 怪我等にならないよう十分注意して活動すること
3. 所持品および貴重品については各自で管理すること

第14条（禁止行為）

会員は、以下の行為を行わないでください。

1. 会員の申込において虚偽の情報を提供すること。
2. 他の会員に迷惑のかかる行為をすること。
3. 他の会員と調和を乱すような行為をすること。

- 4.設備や備品等を故意に破損または紛失する行為をすること。
- 5.故意、過失を問わず法令に違反する行為をすること。
- 6.当塾の運営に支障を与える行為をすること。
- 7.公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為をすること。
- 8.その他、当塾が不適切と判断する行為をすること。

第 15 条（会員資格の取り消し及び解除）

当塾は、会員が以下のいずれかに該当した場合、会員の承諾なく会員資格を取り消すことが出来るものとします。

- 1.本規約に違反した場合。
- 2.当塾に対する妨害の行為があった場合。
- 3.他の会員からクレームが頻発したとき。
- 4.その他、当塾が不適切と判断した場合。

第 16 条（損害賠償）

会員が、本規約に違反した行為、またはその他不正もしくは違法な行為によって当塾に損害を与えた場合、当塾は会員に対して相応の損害賠償の請求を行なうことが出来るものとします。

第 17 条（免責事項）

- 1.当塾は、当塾の責に帰すべき事由を除いて、会員が当サービスを利用したこと、利用不能に関連・起因する損害に対して賠償責任を負わないものとします。
- 2.当塾は、当塾の責に帰すべき事由を除いて、会員がした講座内での事故および怪我等に関してその責任を負わないものとします。
- 3.当塾は、当塾の責に帰すべき事由を除いて、会場外部等において会員がした事故および怪我等に関してその責任を負わないものとします。
- 4.故意又は重過失に基づく場合を除き、会の中止、閉鎖、中断、休講、変更、遅延、情報等の流失又は消失、その他当塾に起因する会員若しくは第三者の予見可能性の有無に関わらない特別損害、間接損害、遺失利益について賠償責任を負わず、当塾が当該会員から受領した会費の範囲内でのみ、損害賠償を負うものとします。

第 18 条（責任の範囲）

当塾は特例の個別契約を除き、当事者間での取引には介在いたしません。当クラブは当事者のサービスの品質等の一切を保証するものではなく、当事者間におけるトラブル等については、責任を負わないものとします。

第 19 条（規約内容の変更手続）

本規約の変更については、会員の許可無くこの規約を変更する場合があります。規約の変更内容を所定の方法により発表した後 1 か月を経過しても会員から異議が出なかった場合、全会員が当該規約内容の変更に同意したものとみなす。

第 20 条（不可抗力・本会の廃止）

天災、地変、事故、急病、慶弔、法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢の変化又は当塾の都合により必要と認められる場合には、サービスの一部又は全部の利用を制限し又はこれらを一時休止もしくは変更することができます。この場合、当塾は利用者に対して賠償の責任を負いません。

第 21 条（規定の改訂）

- 1.当塾は規約の改訂を行う事が出来ます。尚改訂を実施する時は、当塾は予め告知し、改訂した規定等の効力は全会員に及ぶものとします。
- 2.規約変更後、会員が当塾を利用した場合は、会員は当該変更を承諾したものとします。

第 22 条（準拠法）

本規約は日本国法に準拠し日本国法に従って判断されるものとし、本規約に関する一切の紛争に関し訴訟を提起する場合は、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条（施行日）

本規約は、2021 年 4 月 12 日より施行

以 上